

「トッピング保険 シニアのケガプラン（団体傷害総合保険）」

この保険のあらまし（契約概要のご説明）

◆この書面は「トッピング保険 シニアのケガプラン」の商品内容をご理解いただくために特に重要な情報を記載したものです。ご加入いただく前に「ご加入に際して特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）」と併せて必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いします。【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、この書面に記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

この保険は、株式会社ジェーシーピーを団体保険契約者とし、ご加入を依頼いただいた株式会社ジェーシーピーのカード会員の皆さまを被保険者とする団体契約です。

商品の仕組み	この商品は傷害総合保険普通保険約款に後遺障害等級限定補償特約（第1級～第3級）、入院保険金支払限度日数変更特約（30日）、通院保険金支払限度日数変更特約（30日）等をセットしたものです。														
保険契約者	株式会社ジェーシーピー														
保険期間	<ul style="list-style-type: none"> ●初年度は加入手続日の翌日の午前0時から最初に到来する3月1日の午後4時までとなります。 翌年度以降は毎年3月1日の午後4時から1年間となります。 ●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。 ●この保険契約は保険期間を毎年3月1日から1年間とする団体契約です。 団体契約の更改時には、満期とご継続のご案内をさせていただき、特段のお申し出がない場合にはさらに1年間補償を継続します。（損保ジャパンから継続中止のお願いをさせていただく場合もございます。ご了承ください。） ●満期（継続）のご案内は、会員専用WEBサービス「MyJCB」のEメールアドレス宛にEメールにてお送りします。 ●海外へ転居される方（海外の住所に変更をされた方）は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 ●年齢が満85歳になられた方は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 														
引受条件 (保険金額等)	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">プラン名</th> <th>シニアのケガプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5" style="vertical-align: middle;">保 険 金 額</td> <td>死亡・後遺障害</td> <td>100万円</td> </tr> <tr> <td>入院保険金日額</td> <td>3,000円</td> </tr> <tr> <td>手術保険金</td> <td>入院保険金日額の10倍（入院時）・5倍（外来時）</td> </tr> <tr> <td>通院保険金日額</td> <td>2,000円</td> </tr> <tr> <td>個人賠償責任</td> <td>1億円※1</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1ご家族全員共通の補償です。</p> <p>●新規にご加入の際には、被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等」※2の保険金額の合計額によって、保険金額を制限させていただくことがありますのであらかじめご了承ください。</p> <p>※2損保ジャパンおよび他社における「他の保険契約等」とは個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。</p>	プラン名		シニアのケガプラン	保 険 金 額	死亡・後遺障害	100万円	入院保険金日額	3,000円	手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院時）・5倍（外来時）	通院保険金日額	2,000円	個人賠償責任	1億円※1
プラン名		シニアのケガプラン													
保 険 金 額	死亡・後遺障害	100万円													
	入院保険金日額	3,000円													
	手術保険金	入院保険金日額の10倍（入院時）・5倍（外来時）													
	通院保険金日額	2,000円													
	個人賠償責任	1億円※1													
加入対象者	<ul style="list-style-type: none"> ●保険期間の初日時点で満75歳から満84歳までの下記職種に該当しないカード会員ご本人（本会員・家族会員）さまが被保険者ご本人としてご加入いただけます。※下記の職種以外の方（職種級別：A級） <table border="1" style="margin-top: 5px; width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th colspan="3">ご加入いただけない職種</th> </tr> <tr> <td>木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシードライバー、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、およびその他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> 	ご加入いただけない職種			木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシードライバー、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者			オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、およびその他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業							
ご加入いただけない職種															
木・竹・草・つる製品製造作業者、漁業作業者、建設作業者（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業者、自動車運転者（バス・タクシードライバー、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業者															
オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手、プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、およびその他これらと同程度またはそれ以上の危険な職業															
被保険者	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th colspan="2">プラン名</th> <th>シニアのケガプラン</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2" style="vertical-align: middle;">被保険者 の 範囲</td> <td>ケガ</td> <td>被保険者ご本人</td> </tr> <tr> <td>賠償責任</td> <td>ご家族全員</td> </tr> </tbody> </table> <p>●「被保険者ご本人」「ご家族全員」とは、それぞれ次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・被保険者ご本人…トッピング保険に加入したカード会員ご本人 ・ご家族全員…①被保険者ご本人 ②被保険者ご本人の配偶者 ③被保険者ご本人またはその配偶者の同居のご親族 ④被保険者ご本人またはその配偶者の別居の未婚のお子さま ⑤被保険者ご本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって被保険者ご本人を監督する方（被保険者ご本人の親族にかぎります。）。ただし、被保険者ご本人に関する事故にかぎります。⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎります。）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。被保険者本人またはその配偶者との統柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 	プラン名		シニアのケガプラン	被保険者 の 範囲	ケガ	被保険者ご本人	賠償責任	ご家族全員						
プラン名		シニアのケガプラン													
被保険者 の 範囲	ケガ	被保険者ご本人													
	賠償責任	ご家族全員													
お支払方法	<ul style="list-style-type: none"> ●保険料のお払い込みはカード会員規約に基づき、クレジットカードご利用代金としてお客様ご指定の預金口座から自動的に口座振替によりお払い込みいただけます。毎回のクレジットカード会社指定の振替日の前日までに、ご指定の口座に必要残高をご用意ください。 ●初回保険料のお払込みは、保険責任開始月の翌々月のクレジットカード会社指定の振替日にクレジットカードご利用代金として、お客様ご指定の預金口座から自動的に口座振替によりお払い込みいただけます。（金融機関休業日の場合は、翌営業日が振替日となります。） ●「保険責任開始日（保険期間の初日）」と「保険料お払い込み」の関係は下の図のとおりです。 なお、クレジットカード会社からカードの利用ができない旨連絡があった場合は、「トッピング保険 シニアのケガプラン」は解約となります。 ■「保険責任開始日（保険期間の初日）」と「保険料お払い込み」の関係 <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <pre> graph TD A[トッピング保険加入日(申込日)] --> B[加入日の翌日(保険責任開始日)] B --> C[クレジットカード会社指定の振替日] C --> D[翌々月] </pre> <p style="text-align: center;">当月 翌月 翌々月</p> </div>														

お手続き方法	<ul style="list-style-type: none"> ●インターネット上で会員専用WEBサービス「MyJCB」内から24時間365日いつでもお申込み可能です。
中途加入 中途脱退	<ul style="list-style-type: none"> ●24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されると翌日午前0時に保険責任が開始します。 ●ご契約期間中のご解約の申し出は、随時お受付します。会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「トッピング保険のお申し込み・照会・解約」画面よりお手続きください。 ※本会員の方が対象です。家族会員の方は、損保ジャパンカスタマーセンターまでご連絡ください。 ●海外へ転居される方(海外の住所に変更された方)は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。 ●年齢が満85歳になられた方は、契約が終了となりますので、あらかじめご了承ください。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ●この保険には、満期返り金・契約者配当金はありません。 ●ご加入に際しては、医師の診査などの手続きは不要です。

補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」といいます。)によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。
 (※)身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。「熱中症危険補償特約」がセットされていますので、日射または熱射による身体の障害もお支払いの対象となります。

(注)保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突然に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
- 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
- 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。

(注)靴ずれ、車酔い、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
死亡保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額</div>	
後遺障害保険金	<p>事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の(78%^(※)～100%)をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。</p> <p>(※)後遺障害等級限定補償特約(第1級～第3級)をセットしています。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">後遺障害保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額 × 後遺障害の程度に応じた割合 (78%^(※)～100%)</div>	<ul style="list-style-type: none"> ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波 ⑨頭(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)ハングライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故
入院保険金	<p>事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し30日^(※)を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">入院保険金の額＝入院保険金日額 × 入院日数(30日^(※)限度)</div> <p>(※)入院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。</p>	
手術保険金	<p>事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。</p> <p>なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、<入院中に受けた手術の場合>の手術保険金をお支払いします。</p> <p>①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1)</p> <p>②先進医療に該当する手術^(※2)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"><入院中に受けた手術の場合>手術保険金の額＝入院保険金日額 × 10(倍) <外来で受けた手術の場合> 手術保険金の額＝入院保険金日額 × 5(倍)</div> <p>(※1)以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術</p> <p>(※2)先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患者または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。</p>	<p>など</p> <p>(※1)「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。</p> <p>(※2)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。</p>
通院保険金 (通院1日目から補償)	<p>事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、30日^(※1)を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">通院保険金の額＝通院保険金日額 × 通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の30日^(※1)限度)</div> <p>(※1)通院保険金支払限度日数変更特約(30日)をセットしています。</p> <p>(注1)通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靭帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス^(※2)等を常時</p>	

	<p>装着したときはその日数について通院したものとみなします。</p> <p>(※2)ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポートー等は含みません。</p> <p><u>(注2)通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。</u></p>	
--	---	--

補償の内容 【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任(国内外補償)	<p>日本国内または国外において、被保険者(※1)が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用(訴訟費用等)の合計金額をお支払いします(自己負担額はありません。)。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。</p> <p>なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。</p> <p>① 住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>② 被保険者(※1)の日常生活(住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。)に起因する偶然な事故(例:自転車運転中の事故など)により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合</p> <p>③ 日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物(受託品)(※2)を壊したり盗まれた場合</p> <p>④ 誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等(※3)を運行不能にさせた場合</p> <p>(※1)この特約における被保険者は次のとおりです。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア. 本人 イ. 本人の配偶者 ウ. 本人またはその配偶者の同居の親族 エ. 本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ. 本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。 カ. イ. からエ. までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。 <p>なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。</p> <p>(※2)次のものは「受託品」に含まれません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハンググライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶(ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。)、航空機、自動車(ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。)、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登はん、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 <p>(※3)「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。</p>	<p>①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為を除きます。)、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両(※1)、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電気的事故または機械的事故 ・置き忘れ(※2)または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹(ひょう)、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など (※1)次のア. からエ. までのいずれかに該当するものを除きます。 ア. 主たる原動力が人力であるもの イ. ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ. 身体障がい者用の車(※3)および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ. 移動用小型車および遠隔操作型小型車 (※2)保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることがあります。 (※3)身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させができるものを除きます。</p>

(注) 補償内容が同様のご契約(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください(※2)。

(※1)傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2)1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解消したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用語	用語の定義
先進医療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。(https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)
治療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。
入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。
通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。
配偶者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方(※1)および同性パートナー(※2)を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。
親族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。
未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。
免責金額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。

「トッピング保険 シニアのケガプラン（団体 傷害総合保険）」 ご加入に際して特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

◆この画面は「トッピング保険 シニアのケガプラン」のご加入に際して、お客さまにとって不利益となる事項など、特にご注意いただきたい情報を記載したものです。ご加入の前に必ずお読みいただき、内容をご確認いただきますようお願いします。「この保険のあらまし（契約概要のご説明）」と併せて必ずご覧ください。

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、ご加入手続き画面に入力された内容に間違いがないか十分ご確認ください。
 - ご加入手続き画面に入力いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
 - ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
- （※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、ご加入手続き画面の入力事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めるものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。

告知事項	ご説明
他の保険契約などの契約状況	被保険者ご本人について契約されている「同種の補償を行う他の保険契約等 [*] 」をいいます。該当するご契約がある場合は、この保険契約と他の保険契約等の保険金額の合計額が損保ジャパンの定める基準以下であるかどうかを告知いただきます。
満年齢	被保険者ご本人の保険期間初日における満年齢をいいます。
職業・職種名	被保険者ご本人が従事される職業・職種をいいます。

- * 損保ジャパンおよび他社における「他の保険契約等」とは個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
- ・口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
- ・告知事項について、事実を入力されなかった場合または事実と異なることを入力された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできることがあります。

- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人の指定はできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

(1) ご加入者情報を変更される場合

- ご加入者の住所を変更される場合は、遅滞なく損保ジャパン（カスタマーセンター）までお申し出ください。
- 海外へ転居される方（海外の住所に変更をされた方）は、契約が終了となりますので、遅滞なく損保ジャパンカスタマーセンターまでお申し出ください。

(2) 重大事由による解除

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や、保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められる場合などは、ご契約を解除させていただくことや、保険金をお支払いできないことがあります。

(3) 他の身体障害または疾病の影響

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

(4) その他

- カード解約などカード会員資格を喪失した場合やクレジットカード会社（保険契約者）からカードの利用ができない旨連絡があった場合、「トッピング保険シニアのケガプラン」は解約となりますので、あらかじめご了承ください。なお、解約日はカード解約などが成立した日の当月1日または翌月1日となります。詳細は損保ジャパンから後日送付される案内にてご確認ください。

<被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について>

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めるすることができます。お手続方法等につきましては、損保ジャパンカスタマーセンターまでお問い合わせください。

- 保険金の請求状況等によっては、ご継続をお断りすることがあります。あらかじめご了承ください。

4. 責任開始期

- 24時間365日いつでもご加入いただけます。ご加入を依頼されますと翌日午前0時に保険責任が開始します。
- この保険契約は、保険期間1年間（当年3月1日午後4時から翌年3月1日午後4時まで）の自動継続契約となります。
- 期間の中途で加入された場合、初年度は3月1日午後4時までの短期契約となり、次年度からは保険期間1年間の自動継続契約となります。

5. 自動継続について

- 被保険者ご本人の年齢が満85歳となるまで、自動的にご契約を継続します。

（事故が多発した場合などは、損保ジャパンまたは取扱代理店よりご連絡のうえ、継続を中止させていただくことがあります。）

- 満85歳になられた方ならびに海外へ転居された場合につきましては、次のルールに基づき自動で解約になりますので、あらかじめご了承ください。
(満85歳になられた方)

・n月に85歳の場合（誕生日がn月1日～19日の場合）：(n+1)月1日にて解約

・n月に85歳の場合（誕生日がn月20日～末日の場合）：(n+2)月1日にて解約

（海外へ転居された場合）

・転居届がn月1日～19日の場合：(n+1)月1日にて解約

・転居届がn月20日～末日の場合：(n+2)月1日にて解約

- 保険責任開始日（保険期間の初日）以降に料率改定などを行ったときは、自動継続時に保険料を変更します。なお、これらの改定を実施する場合には、ご継続前に満期（継続）のご案内と合わせて、会員専用WEBサービス「MyJCB」のEメールアドレス宛にEメールにてご案内します。

<その他注意事項>

- 満期（継続）のご案内は、会員専用WEBサービス「MyJCB」のEメールアドレス宛にEメールにてお送りします。「MyJCB」に登録されていない場合や、「MyJCB」のEメールアドレスが有効でない場合は、ご案内が届かないため、ご登録くださいますようお願いします。

- 団体契約の満期日（3月1日）の3～4か月前以降に中途加入した際は、ご継続のご案内が送付されない場合があります。この場合、成約メールをもって初回満期とご継続のご案内に替えさせていただき、さらに1年間補償を継続します。（次回満期以降は通常のご案内となります。）そのため、満期前に必ず、株式会社ジェーシービーのホームページにて最新の情報をご確認ください。

- 加入者証は発行されませんので、ご契約内容をご確認いただく場合は、会員専用WEBサービス「MyJCB」内「トッピング保険のお申込み・照会」画面にてご確認ください。

6. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに【事故サポートセンター(0120-727-110)＜受付時間：24時間・365日＞】までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできなくことがあります。
(注)ご加入後間もない事故の場合、損保ジャパンにて契約内容が確認できない場合があります。その際は取扱代理店ジェーシービーまでご連絡くださいようお願いします。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになつたりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできなくことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出してください。
(注)個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」をご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。
 - ・被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
 - ・損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合など

●保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、戸籍謄本、印鑑証明書、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、事故証明書 など
③	傷害の程度、損害の額等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検査書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領收書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写) ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領收書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領收書、承諾書 など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※)保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後に支払います。

(注1)事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2)被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

●上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。

●ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

7. 保険金をお支払いできない主な場合

- 保険金をお支払いできない主な場合につきましては『「トッピング保険 シニアのケガプラン」契約概要のご説明』の「補償の内容」をご覧ください。なお、主な場合のみを記載していますので、詳しく確認されたい場合は会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「約款」をご覧ください。

8. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

●解約(団体保険契約からの脱退)される場合は、会員専用WEBサービス「MyJCB」内の「トッピング保険のお申し込み・照会・解約」画面よりお手続きください。
※本会員の方が対象です。家族会員の方は、損保ジャパンカスタマーセンターまでお問い合わせください。

●ご加入後すぐに(1ヶ月以内に)解約しても、1ヶ月分の月払保険料をいただきます。なお、解約(脱退)に際して返れい金のお支払いはありません。

(注)ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

また、死亡保険金をお支払いするべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。

詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。
この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金や返れい金等は8割まで補償されます。ただし、破綻後3か月以内に発生した事故の保険金は全額が補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者(団体)は、保険契約上必要な範囲で会員に関する個人情報(カード番号、有効期限、住所、氏名、満年齢、電話番号など)を損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等(外国にある事業者を含みます。)に提供等を行う場合があります。
また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することができます。なお、保健医療等のセンシティブ情報(要配慮個人情報を含みます。)の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細(国外在住者の個人情報を含みます。)については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧いただき、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人(加入者)および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

お問い合わせ先（相談・苦情・連絡窓口等）※おかげまちがいにご注意ください。

●保険に関する苦情・ご相談窓口

●保険契約者	株式会社ジェーシービー	〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア
●取扱代理店	株式会社ジェーシービー	〒107-8686 東京都港区南青山5-1-22青山ライズスクエア 電話 : 0570-064-995[有料] 受付時間9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休) ※一部の電話機でご利用になれない場合があります。
●引受保険会社	損害保険ジャパン株式会社 損保ジャパンカスタマーセンター	〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1 電話 : 0120-582-058 受付時間9:00~17:00(土・日・祝・年末年始休)

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター

[ナビダイヤル] 0570-022808<通話料有料>

受付時間：平日の午前9時15分から午後5時まで（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起った場合は、ただちに【事故サポートセンター（0120-727-110）<受付時間：24時間・365日>】までご通知ください。

（注）ご加入後間もない事故の場合、損保ジャパンにて契約内容が確認できない場合があります。その際は取扱代理店ジェーシービーまでご連絡くださるようお願いします。

○取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。

したがいまして、取扱代理店とご締結いただいたて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものとなります。

○この書面は「トッピング保険 シニアのケガプラン」に関するすべての内容を記載しているものではありません。さらに詳しい内容をお知りになりたい場合は取扱代理店までお問い合わせください。

○この重要事項等説明書は概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。

必要に応じて、団体までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sonpo-japan.co.jp/>)でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトに約款・ご契約のしおりを掲載していない商品もあります。）。

ご不明点等がある場合には、取扱代理店までお問い合わせください。